

Weekly Accounting Review

2009年12月24日 (No.037)

株式会社 ES リサーチ

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計／「無形資産に関する論点の整理」の公表について
- 監査①／「平成21年3月期の内部統制監査に関する調査結果」の公表について
- 監査②／「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の改正について

【先週の特別損益等 I R】

- 株式会社デジタルデザイン：訴訟損失引当金繰入額の計上
- 株式会社武富士：不良債権の譲渡に伴う特別損失の計上
- 株式会社三越伊勢丹ホールディングス：構造改革費用の計上

【先週の会計監査人交代等 I R】

※先週の会計監査人交代等 I Rは御座いませんでした。

※次回は2010年1月6日発行となります。

1. 「無形資産に関する論点の整理」の公表について (12月18日)

企業会計基準委員会は「無形資産に関する論点の整理」を公表しました。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/summary_issue/intangible_assets/;jsessionid=84F9ECBD4B56F5811234BB18BA1CBD02

日本では無形資産に関して全体に関する体系的な会計基準がなく、国際会計基準とのコンバージェンスの観点から無形資産全体を対象とした体系的な会計基準を整備するため、当該論点整理を公表することとなりました。

当該論点整理の主な内容は以下の通りとなっております。

(1) 定義

「識別可能な資産のうち、物理的実態のないものであって、金融資産でないもの」とすることが考えられる

(2) 認識要件

- ① 将来の経済的便益をもたらす蓋然性が高いこと
- ② 取得原価について信頼性をもって測定できること

(3) 取得形態と無形資産の認識

- ① 個別買入の取得の場合：認識要件は満たされている
- ② 企業結合による取得：無形資産の定義に該当するものを受け入れた場合には、当該無形資産に関する

認識要件は満たされている

- ③ 自己創設による取得：開発に係る支出で無形資産の定義に該当し、かつ認識要件を満たすものについては資産計上する（開発に係る支出を資産計上するための要件を設けることが必要）

(4) 取得時の測定

- ① 測定は取得原価によって行う
- ② 取得原価の範囲は、原価計算基準に従って取り扱う

(5) 当初認識後の測定

- ① 基本的な考え方として、再評価モデルではなく、取得原価を基礎とする
- ② 原則として償却方法は定額法で、残存価額はゼロ
- ③ 耐用年数を確定できないと判断される場合には償却は行わない
- ④ 償却を行わないとする無形資産に関連して日本の減損に関する会計基準と国際会計基準との相違について見直しを行うことについて検討が必要

(6) 開示

原則として国際財務報告基準と同様の開示項目を定める

ショート・コメント

当該論点整理の意見募集は2010年2月18日までとなっております。

2. 「平成21年3月期の内部統制監査に関する調査結果」の公表について（12月18日）

日本公認会計士協会は「平成21年3月期の内部統制監査に関する調査結果」を公表しました。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/21_15.html

当該調査結果は、金融商品取引法に基づく上場会社（3月決算会社）における内部統制監査の状況について、当該上場会社の約2割の監査責任者を対象にアンケートを行ったものであります。

当該調査結果によると、内部統制監査初年度における大きなトラブルは一件も報告されておらず、経営者の内部統制監査への協力度に関する評価は全体として高く、監査人自身の自己評価についても約85%が十分であったとしております。なお、制度上改善すべき事項について約66%の監査責任者が無しとしており、初年度において内部統制監査について十分な対応が行われていたと考えられます。

ショート・コメント

上記調査結果が今後の内部統制監査制度の改善、充実及び効率的な運用に役立つことが望まれます。

3. 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の改正について（12月18日）

日本公認会計士協会は「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の改正について」を公表しました。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/post_1258.html

当該改正は2008年3月10日付で、会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」が改正されたことにより従来時価評価の対象外としていた私募債についても時価評価が求められることになったため、所要の見直しを行ったものであります。

4. 先週の特別損益等 I R (12月14日～12月18日)

(1) 株式会社デジタルデザイン (証券コード4764、ヘラクレス) : 訴訟損失引当金繰入額の計上【12月14日】

株式会社デジタルデザインはスカイピー・コム株式会社との売買代金返還請求訴訟(スカイピー・コム株式会社が、民事再生手続中である株式会社アイ・エックス・アイの手配、調整の下に行った株式会社デジタルデザインと同社の売買契約を解除したことを理由に、原状回復請求として、株式会社デジタルデザインに対し、売買代金の返還およびこれに対する利息金の支払いを請求していたもの)において、11月27日に大阪地方裁判所よりスカイピー・コム株式会社に対して592百万円及びその遅延損害金を支払うことの言い渡しを受けております。その後、株式会社デジタルデザインは当該訴訟について大阪高等裁判所に控訴しておりますが、本判決が最終的に大阪地方裁判所の判決通りに確定した場合に備えて、訴訟損失引当金繰入額819百万円を特別損失に計上することとしております。

12月15日に2010年1月期第3四半期決算短信が公表されておりますが、それによると第3四半期連結会計期間における四半期純損失が872百万円となっており、当該訴訟損失引当金繰入額が業績に大幅な影響を及ぼしている状況となっております。

なお、株価は発表日終値13,200円から発表日翌日終値12,600円と600円下落しております。

(2) 株式会社武富士 (証券コード8564、東証一部) : 不良債権譲渡に伴う特別損失の計上【12月14日】

株式会社武富士は不良債権の一部の簿価380億92百万円の債権(貸倒引当金計上額147億円85百万円)を145億円でKawa1合同会社に譲渡することになったことに伴い、当該譲渡に伴い特別損失を88億7百万円計上することとなりました。

株式会社武富士の2009年11月13日に提出された第43期第2四半期報告書によると、貸倒引当金残高は85,487百万円であり、その約6分の1が減少することとなります。

なお、株価は発表日終値378円から発表日翌日終値375円と3円下落しております。

(3) 株式会社三越伊勢丹ホールディングス (証券コード3099、東証一部・福証) : 構造改革費用の計上【12月18日】

株式会社三越伊勢丹ホールディングスは子会社である株式会社三越及び株式会社伊勢丹において早期退職制度等による構造改革費用が発生しており、当該費用である368億円を特別損失に計上することとしております。

なお、株価は発表日終値758円から発表日翌日終値756円と2円下落しております。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社 ES リサーチ 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t-hashimoto@esnet.co.jp